

坂井市社会福祉法人連絡会 設立趣意書

現代では、人口減少や少子高齢化、核家族化などが進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まり、社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困など、1つの組織や方法だけでは解決できない福祉課題が私たちの暮らす坂井市でも身近に発生しています。また、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源(組織)が世代や分野を超えてつながることで、福祉課題をチームで解決に結びつけていく「地域共生社会」の実現が求められています。

そのような中、平成28年4月に施行された改正社会福祉法では社会福祉法人による「地域における公益的に取組」が責務化され、社会福祉法人の専門性や特色を活かした「公益的な取組」が始まっています。しかしその一方で「公益的な取組」については、「何を取り組んでいいかわからない」「取り組んでみたいけれどその方法が分からない」といった声もあります。

そこで、私たちは令和2年3月に「坂井市社会福祉法人設置検討会」を設置し、高齢、障害、児童の各分野から趣旨に賛同していただいた法人の方々と社協職員で、坂井市の福祉課題は何か、その課題を見つける方法や社会福祉法人連絡会を立ち上げた後に取り組んでいきたいことやその方法などを協議してきました。

具体的には、みなさまにお願いさせていただいた市内24の社会福祉法人を対象とした法人連携に向けた意向調査アンケートの実施をはじめ、先進地である越前市への視察など法人連絡会に向けての準備を進めてまいりました。設立に向けた話し合いやアンケート集計結果では、「まず第一歩として法人同士が知り合い、つながるところから」という声が多く聞かれ、まずは法人同士がつながり、そのうえで坂井市の福祉課題の解決に向けて協議していくことのできる組織を作っていきたいと考えに至りました。

このような経緯により、私たち検討会は、市内の社会福祉法人がまずはつながり、顔を合わせながら助け合い、わからないところは共に方法を考え、福祉課題の解決に向けて、その先にある坂井市民1人1人の笑顔のためにこの度連絡会を立ち上げることを決定した次第であります。皆様のご理解と幅広いご支援をお願いいたします。

令和3年4月1日

坂井市社会福祉法人設置検討会

代表 尾崎 司 (高齢福祉分野)

委員 小林 正人 (障害福祉分野)

委員 文珠 康明 (児童福祉分野)

坂井市社会福祉協議会

会長 内田 正義